

一時保育のご案内

保護者のパート勤務、病気、ケガ、災害などで、子どもの保育が一時的に困難な場合に保育を行っています。

※利用できる方

①非定型的保育サービス

パート勤務などのため継続的に家庭での保育ができない方で、利用は週に3回以内です。

②緊急保育サービス

病気やケガで保護者が入院したり、災害・事故・看護などのために、緊急にまた一時的にできない方で、利用は最長連続して1か月以内です。

※実施施設

池尻保育園	池尻中1丁目12-8	TEL:367-2020
きらりこども園	金剛2丁目13-16	TEL:366-3707
山本こども園	山本中353-2	TEL:360-7000
池尻ななこども園	池尻中1丁目35-41	TEL:290-7731

※保育時間

- ①1日保育 ・ 午前9時00分～午後5時00分(前後でそれぞれ1時間の延長が可能です)
- ②半日保育 ・ 午前9時00分～午後1時00分(午前9時までの1時間の延長が可能です)
・ 午後1時00分～午後5時00分(午後6時までの1時間の延長が可能です)

※利用料

その年度の 4月1日 現在の年齢	①1日利用(5時間以上8時間以下)			②半日保育(4時間以内)			延長保育料
	0歳児	1・2歳児	3歳児以上	0歳児	1・2歳児	3歳児以上	
基本保育料	3,100円	2,600円	1,800円	1,900円	1,600円	1,200円	1時間あたり 200円
減免世帯	900円	800円	800円	600円	600円	600円	
兄弟姉妹減免 (年長者)	2,000円	1,700円	1,300円	1,250円	1,100円	900円	

※利用料の支払いについて

上記の利用金額をお迎えの際に、直接、事務所までお支払い下さい。領収書を発行致します。

【基本保育料の減免制度】

一号認定の児童が利用する場合、生活保護受給世帯や非課税世帯の児童が利用する場合、又は同一世帯で2人以上の児童が利用される場合は、基本保育料を一部免除します。免除後の額は上記表のとおりです。

※利用手続き

各園に用意しています所定の申請書に必要事項を記入のうえ、利用開始日の1週間前までに申し込んでください。緊急の場合は前日までに、申し込んでください。申請理由を証明する勤務先届、診断書などを添付してください。

利用人数に制限がありますので、一時お待ちいただく場合や利用できない場合がありますので、ご了承ください。